

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 7 月13日

【会社名】 株式会社プレミアムウォーターホールディングス

【英訳名】 Premium Water Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 萩尾 陽平

【本店の所在の場所】 山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の最寄りの連絡場所で行っております。)

【電話番号】 (0 3) 6 8 6 4 - 0 9 8 0

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 太田 宏義

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区神宮前一丁目4番16号

【電話番号】 (0 3) 6 8 6 4 - 0 9 8 0

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 太田 宏義

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年7月12日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の取締役に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄

株式会社プレミアムウォーターホールディングス第11回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

(2) 新株予約権の内容

発行数

合計271,300個（本新株予約権1個当たり普通株式1株）

発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価額は、46円とする。

なお、この発行価額は、第三者評価機関であるグローウィン・パートナーズ株式会社(以下「グローウィン・パートナーズ」という。)が算出した発行価額を、当社取締役会が特に有利な価額でない価額であると判断し、これと同額に決定したものである。また、グローウィン・パートナーズは、本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の株式会社東京証券取引所における当社株価の終値1,160円/株、株価変動性51.1%、配当利回り0%、無リスク利率0%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額1,160円/株、行使期間3年、業績条件)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。

発行価額の総額

327,187,800円

新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

この1株当たりの行使価額は、金1,160円とする。

ただし、行使価額は以下に定める調整に服する。

（ ）割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の(A)又は(B)を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(A)当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

(B)当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく新株の発行もしくは自己株式の処分又は当社が株式交換完全親会社となる株式交換による新株の発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。)

$$\begin{array}{lcl} \text{調整後} & & \text{既発行} \\ \text{行使価額} & = & \text{普通株式数} \\ & & + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}} \\ & \times & \frac{\text{既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数}} \end{array}$$

- (a)行使価額調整式に使用する「時価」は、下記()に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値がない日数を除く。)とする。なお、この場合の平均値の計算は、円値未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (b)行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- (c)自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」にそれぞれ読み替える。

- () 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。
- (A)上記()の(A)に従って調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する
- (B)上記()の(B)に従って調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。
- () 上記()の(A)及び(B)に定めるほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を行うことが適切な場合は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行われるものとする。

新株予約権の行使期間

2021年7月1日から2024年6月30日までとする(ただし、行使期間の最終日が金融機関の営業日に該当しないときは、その前営業日を最終日とする。)。

新株予約権の行使の条件

- () 新株予約権者は、次の(A)ないし(D)の各条件の全部を充足した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

- (A)2019年3月期、2020年3月期及び2021年3月期の各連結会計年度（以下「対象連結会計年度」という。）にかかる当社の提出する当社有価証券報告書の連結損益計算書における売上高に関し、対象連結会計年度において、各連結会計年度の売上高がその直前連結会計年度の売上高を上回っており、かつ、その上回る額が対比されるその直前連結年度の売上高の10パーセントを超えること。
- (B)次の(a)ないし(f)に記載の各対象期間における単月の売上高（当社の作成する連結損益計算書に基づき当社が合理的に算定した、同計算書のうち対象となる期間における売上高を指すものとし、以下同様とする。）が、当該(a)ないし(f)に記載の各目標数値を2回以上超えること。
- (a)対象期間：2018年4月1日から2018年9月30日までの期間
目標数値：26億円
- (b)対象期間：2018年10月1日から2019年3月31日までの期間
目標数値：28億円
- (c)対象期間：2019年4月1日から2019年9月30日までの期間
目標数値：30億円
- (d)対象期間：2019年10月1日から2020年3月31日までの期間
目標数値：32億円
- (e)対象期間：2020年4月1日から2020年9月30日までの期間
目標数値：34億円
- (f)対象期間：2020年10月1日から2021年3月31日までの期間
目標数値：36億円
- (C)2019年3月期、2020年3月期及び2021年3月期の各連結会計年度において、当社グループ（当社及び当社の子会社の総称をいい、以下同様とする。）の重要業績評価指標として当社取締役会が定める当社グループ全体の保有契約件数にかかる年間平均解約率が1.9パーセントを下回ること。
- (D)2021年3月期の期末時点において、当社グループの重要業績評価指標として当社取締役会が定める当社グループ全体の保有契約件数が次の(a)又は(b)のいずれかに該当すること。ただし、この(b)に該当するときは、下記（ ）に定める行使条件が適用される。
- (a)保有契約件数が117万件以上になること。
- (b)保有契約件数が114万件以上で117万件未満になること。
- （ ）新株予約権者は、前記（ ）の条件を全部充足した場合であっても、前記（ ）の(D)の(b)に該当するときは、割り当てられた本新株予約権のうち50パーセントの割合に限り、これを行行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずるときは、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができる。
- （ ）上記（ ）における売上高の判定において、国際財務報告基準の適用等により売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。また、上記（ ）における年間平均解約率又は保有契約件数の定義に変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- （ ）新株予約権者による本新株予約権の行使に係る年間行使額の制限は、次の(A)及び(B)に定めるとおりとする。
- (A)2021年7月1日から2022年6月30日までの期間における本新株予約権の行使：新株予約権者が行使することができる本新株予約権の個数の割合は、割り当てられた本新株予約権の総数に対し50パーセントを超えてはならない。
- (B)2022年7月1日から本新株予約権の行使期間満了日までの期間における本新株予約権の行使：行使制限は定めない。
- （ ）新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社グループの取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- （ ）新株予約権者が死亡した場合には、相続人がその権利を行行使することができる。
- （ ）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- （ ）各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- （ ）本新株予約権の質入れ、その他の担保権の設定は認めない。

- () 新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合には、本新株予約権の行使は認めない。
- () 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができない。
- () その他の条件については、当社グループの取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうち資本組入額

- () 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17 条第1 項に従い算出される資本金等増加限度額の2 分の1 の金額とする。なお、この計算の結果、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする
- () 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

- () 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- () 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「 新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236 条第1 項第8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を次に掲げる各条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、当該各条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い（ ）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- () 新株予約権を行使することができる期間
上記「 新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「 新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうち資本組入額」に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- () 新株予約権の取得事由及び条件
上記「 新株予約権の取得条項」に準じて決定する。
- () その他
再編対象会社の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使により生じる端数の取扱い
本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

新株予約権の割当日
2018年8月6日

- (3) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳
当社取締役及び従業員 10名 271,300個(271,300株)
- (4) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
該当事項はありません。
- (5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容
取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

以 上